

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：東大阪市（市長事務部局・議会事務局・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局・公平委員会事務局・農業委員会事務局）

令和8年7月24日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.4%
全職員	81.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	94.7%
本庁課長相当職	95.9%
本庁課長補佐相当職	95.2%
本庁係長相当職	94.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.3%
31～35年	95.8%
26～30年	90.2%
21～25年	91.1%
16～20年	95.0%
11～15年	93.4%
6～10年	94.3%
1～5年	97.4%

【説明欄】

1. 全体に係る情報

全職員では女性職員のうち会計年度任用職員が占める割合が高いため、給与の差異が開いている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	18.1%

【説明欄】

- ・ 令和7年4月1日現在
- ・ 課長職以上、課長級主幹含む

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	12.6%
本庁課長相当職	21.3%
本庁課長補佐相当職	39.3%
本庁係長相当職	49.2%

【説明欄】

- ・ 令和7年4月1日現在
- ・ 主任を係長相当職に含む

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	88.2%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	90.9%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	—	—	—	10.0%
1週間以上2週間未満	—	—	—	10.0%
2週間以上1月以下	33.3%	—	—	—
1月超3月以下	26.7%	—	—	30.0%
3月超6月以下	30.0%	2.3%	—	—
6月超9月以下	—	9.1%	—	20.0%
9月超12月以下	10.0%	22.7%	—	30.0%
12月超24月以下	—	31.8%	—	—
24月超	—	34.1%	—	—

【説明欄】

- ・ 令和7年度中に育児休業を取得した職員数を、令和7年度中に育児休業を取得可能となった職員数で除して算出
- ・ 令和7年度中に育児休業を取得した職員数には、令和6年度中に育児休業を取得可能となった職員も含む

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	11.5 時間／月
内部部局等以外	7.0 時間／月

【説明欄】

--

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：東大阪市（消防局）

令和8年7月24日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—
全職員	88.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	97.0%
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	88.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	6.5%
31～35年	—
26～30年	77.1%
21～25年	74.1%
16～20年	97.5%
11～15年	115.6%
6～10年	91.6%
1～5年	123.3%

【説明欄】

- 新規採用職員の女性がおり、女性全体の平均が低下しているため。
- 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報
(2) 勤続年数別 21～25年及び26～30年の差異は、それぞれ女性職員が2名でかつうち一人が2級であるため、給料の平均が下がる。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	2.2%

【説明欄】

- ・ 令和7年4月1日現在
- ・ 課長職以上、課長級主幹含む

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	2.9%
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	3.6%

【説明欄】

- ・ 令和7年4月1日現在
- ・ 主任を係長相当職に含む

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

2. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	46.9%
女性	—

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	—	—	—	—
1週間以上2週間未満	—	—	—	—
2週間以上1月以下	46.7%	—	—	—
1月超3月以下	26.7%	—	—	—
3月超6月以下	13.3%	—	—	—
6月超9月以下	6.7%	—	—	—
9月超12月以下	6.7%	—	—	—
12月超24月以下	—	—	—	—
24月超	—	—	—	—

【説明欄】

- ・ 令和7年度中に育児休業を取得した職員数を、令和7年度中に育児休業を取得可能となった職員数で除して算出
- ・ 令和7年度中に育児休業を取得した職員数には、令和6年度中に育児休業を取得可能となった職員も含む

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	6.5 時間／月
内部部局等以外	8.7 時間／月

【説明欄】

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：東大阪市（上下水道局）

令和8年7月24日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	112.2%
全職員	92.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	96.0%
本庁課長補佐相当職	96.5%
本庁係長相当職	97.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.1%
31～35年	—
26～30年	89.9%
21～25年	82.1%
16～20年	89.7%
11～15年	89.9%
6～10年	87.8%
1～5年	93.4%

【説明欄】

2「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(2) 勤続年数別 21～25年の差異は、男性には6級の職員が複数名おり、5級以下の女性職員と比較すると給与が高くなっているため。

勤続年数別 6～10年の差異は、男性のほうが占める3級の職員が多く、女性職員と比較すると給与が高くなっているため。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	2.9%

【説明欄】

- ・ 令和7年4月1日現在
- ・ 課長職以上、課長級主幹含む

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	5.6%
本庁課長補佐相当職	16.7%
本庁係長相当職	19.1%

【説明欄】

- ・ 令和7年4月1日現在
- ・ 主任を係長相当職に含む

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

3. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	55.6%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	—	—	—	—
1週間以上2週間未満	—	—	—	—
2週間以上1月以下	20.0%	—	—	—
1月超3月以下	60.0%	—	—	—
3月超6月以下	20.0%	—	—	—
6月超9月以下	—	—	—	—
9月超12月以下	—	33.3%	—	—
12月超24月以下	—	—	—	—
24月超	—	66.7%	—	—

【説明欄】

- ・令和7年度中に育児休業を取得した職員数を、令和7年度中に育児休業を取得可能となった職員数で除して算出
- ・令和7年度中に育児休業を取得した職員数には、令和6年度中に育児休業を取得可能となった職員も含む

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	8.1 時間／月
内部部局等以外	—

【説明欄】

--

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：東大阪市（教育委員会事務局）

令和8年7月24日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	102.4%
全職員	79.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.6%
本庁課長相当職	96.1%
本庁課長補佐相当職	96.8%
本庁係長相当職	105.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	62.3%
31～35年	107.0%
26～30年	90.1%
21～25年	89.3%
16～20年	93.5%
11～15年	78.5%
6～10年	88.5%
1～5年	78.1%

【説明欄】

1 全体に係る情報 任期の定めのない常勤職員以外の職員の差異は、一般職非常勤職員が女性に占める割合が高いため。

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(2) 勤続年数別 1～5年の差異は、男性指導主事で時間外勤務が多いため。

勤続年数別 36年以上の差異は、一人の女性主査と比較しているため。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	15.8%

【説明欄】

- ・ 令和7年4月1日現在
- ・ 課長職以上、課長級主幹含む

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	11.1%
本庁課長相当職	17.9%
本庁課長補佐相当職	31.3%
本庁係長相当職	42.0%

【説明欄】

- ・ 令和7年4月1日現在
- ・ 主任を係長相当職に含む

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

4. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	66.7%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	—	—	—	—
1週間以上2週間未満	—	—	—	—
2週間以上1月以下	25.0%	—	—	50.0%
1月超3月以下	25.0%	—	—	—
3月超6月以下	—	—	—	50.0%
6月超9月以下	25.0%	—	—	—
9月超12月以下	25.0%	20.0%	—	—
12月超24月以下	—	20.0%	—	—
24月超	—	60.0%	—	—

【説明欄】

- ・ 令和7年度中に育児休業を取得した職員数を、令和7年度中に育児休業を取得可能となった職員数で除して算出
- ・ 令和7年度中に育児休業を取得した職員数には、令和6年度中に育児休業を取得可能となった職員も含む

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	14.0 時間／月
内部部局等以外	8.8 時間／月

【説明欄】